

「令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号の規定に係る基準について

「令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第8条第2号に規定する営業所の基準は、次に掲げる要件全てを満たしていることとする。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している。
- 2 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している。
- 3 不適切な転送を行っていない電話を有している。
- 4 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
- 5 契約用の印鑑を保管している。
- 6 入札するためのパソコン及びインターネット回線を有している。（ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。）
- 7 机、椅子を設置している。
- 8 トイレ、水道施設、電気設備（照明）を設置している。
- 9 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
- 10 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
- 11 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。

（注） 5から11の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。